

令和元年（行ウ）第275号、同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2020年（令和2年）11月18日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準備書面 6(1)(2) (要約)

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

第1 CO2など温室効果ガス排出による深刻な被害とその回避策を取るべき責務、本件発電所建設地周辺での気候災害は深刻さの増大、本件環境影響調査におけるその調査・予測の不備

1 今日、地球規模で気候の危機にあり、気候変動による被害は既に現実であること。今後、CO2など温室効果ガスの排出が続く限り、豪雨も猛暑も、温暖化が続く限り増え続けること。

IPCC等科学によって、人為起源のCO2など温室効果ガスの排出が地球温暖化をもたらしていることは、疑う余地がないとされている。産業革命から地球平均気温は1.1℃上昇し、世界及び日本でも異常気象現象が頻発、激甚化し、既に気候の危機にあると認識されている。IPCC 1.5℃特別報告は、1.5℃の上昇でも、生態系への深刻な影響が出現し、極端な気象現象がさらに激甚化し、出現頻度が増加すると予測。2℃に至るまでにティッピングポイントに至る可能性も指摘されている。

日本の2018年の猛暑・豪雨・台風など気候災害による死者は1282人、損害額は3兆6000億円にも及び、世界1位の被害であった。近年、イベント・アトリビューション手法によって、これらの2018年の猛暑や豪雨等の異常気象が地球温暖化によってもたらされたことが解明されてきている。

2 パリ協定は、世界平均気温の上昇を産業革命前から2℃を十分下回り、1.5℃にも努力することを目的とするもので、2015年に採択され、2016年に発効し、日本も批准し、その目的と整合する排出削減が求められていること

世界の平均気温の上昇は世界の排出量の総累積量に比例する。2℃に止めるために残された排出量は、現在の排出量の28年分であり、1.5℃に止めるには、日本も、排出量を2050年までに実質ゼロとする必要がある。

しかるに、新設発電所は、その稼働によって、1年間に726万トンという大量のCO2を大気中に放出する。（原告準備書面第1回の「第4」「2」）

日本の2016年度の温室効果ガスの排出量、13億700万トンのうち、

石炭火力発電所からのCO₂排出量は全体の約2割を占めている。(原告準備書面第1回「第4」「2」)

パリ協定と整合させるためには、石炭火力発電の大幅削減が必要であり、本件のような大量のCO₂排出を、それも長期にもたらず(最低でも30年は操業を続ける)新設発電所はパリ協定と整合せず、その気候変動への影響は深刻かつ甚大である。

3 危険な気候変動は人権を脅かしており、科学と国際合意に基づく削減の実行は国の法的責務であることが、世界の司法で共通認識となっていること

世界では司法も危険な気候変動の抑止に動き出している。オランダ最高裁は2019年12月20日、人権を侵害していると認め、オランダ政府に2020年までに国際的なコンセンサスの下限の1990年比25%削減を命じた。アイルランド最高裁も、2020年7月31日、緩和(排出削減)計画に2050年までの削減の経路を具体的に明示すべきと命じた。

4 原告らも危険な気候変動による生命、健康、財産への現実の危険に晒されていること

原告らの居住地や職業地でも、降水強度が増加、出現頻度も増し、台風も強度を増し、浸水被害、斜面崩壊災害の発生とその危険に晒されている。

真夏日、猛暑日数、熱帯夜日数が増加し、熱中症による健康被害に晒されている。

5 調査・予測・評価の欠如

本件新設発電所が操業した場合に排出される温室効果ガスによってさらに進行する地球温暖化によって、本件新設発電所周囲20km以内に居住し又は勤務する人が受ける気候災害による被害(台風・豪雨災害による土砂災害・水害のおそれ、高温・熱波の気候災害被害)は、極めて深刻かつ重大であり、また、容易に回復できないものであり、かつ、環境基本法14条でいう、確保すべき事項である「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良

好な状態に保持されること」に重大な支障を及ぼす。

その影響については、十分な調査、予測、評価がされなければならない。とりわけ、電気事業法及び環境影響評価法は、関係地域内に居住し又は勤務する人に対し、特別の手續きの配慮をしており¹、したがって、関係地域内に居住し又は勤務する人、すなわち、本件新設発電所周囲20km以内の区域に居住し又は勤務する人、少なくとも横須賀市と三浦市に居住し又は勤務する人が受ける環境負荷とその影響（気候災害による健康、生命、重要な財産への影響）については、十分な調査・予測・評価などがされるべきである。

しかしながら、本件環境影響評価手続きにおいては、調査・予測・評価は、一切されていない。

第2 温室効果ガス排出による、深刻な漁業への影響と、本件環境影響調査におけるその調査・予測の不備

1 地球温暖化による水産漁業被害の増大

日本近海では、2018年までのおよそ100年間にわたる海域平均海面水温（年平均）は、+1.12℃/100年上昇している。50mや100mの深海温も同様の上昇をしている。

こうした海水温の上昇によって、適水温域を回遊する特性がある回遊性魚介類は、分布回遊域が変化し、地域によって漁獲量が増減する。顕著な漁獲減少が生じているのがスルメイカであり、夏～秋季の本州日本海沿岸域のうち、秋田県から山口県に至る地域では、漁獲量が大きく減少（95%以上）した。近年平均値よりも水温が2℃上昇した場合、漁獲がさらに減少することが予測されている。サケ、サンマなども生息域の減少、成長鈍化など深刻な被害が予測されている。

¹ 原告ら準備書面5の「第2」「2」「(2) 関係地域に居住し又は勤務する人は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手續的保障を与えられており、その点からも、原告適格は肯定されるべきであること」

海水温の上昇の影響と考えられる、ホタテガイの大量へい死やカキのへい死率の上昇、生産量の変化なども各地で報告されている。長年にわたり日本の海面養殖業種類別収穫量の第1位を維持してきた、ノリ養殖については、秋季の高水温により種付け時期が遅れ、年間収穫量が各地で減少している。現状+2.9℃上昇時には、鹿児島県から和歌山県に至る太平洋沿岸域南岸では養殖不適となり、有明海の養殖可能期間は1ヶ月程度となる。

海水温上昇に起因する、磯焼け等による藻場の衰退現象や、海藻草類の枯死、藻場構成種の変化等の現象は深刻である。藻場の衰退の中で、アワビの漁獲量は大幅に減少した（アワビの全国の2016年漁獲量は、2006年漁獲量の42.51%減少となっている）。

アサリは、潮間帯に多く分布するため、水温上昇と水位上昇の両方の影響を受け、漁獲量が減少する（アサリの全国の2016年漁獲量は、2006年漁獲量の74.37%減少となっている）。

今後、海水温が上昇することによって、すでに漁獲高が減少している、スルメイカ、カキ養殖、ノリ養殖、藻場の衰退によるアワビ、アサリの減少はより深刻化していき、サケ、サンマ、ヒラメ、タイ、養殖ブリなどの減少まで続いていく。将来予測については、温暖化がどの程度進展するかによって（すなわち、温室効果ガスの排出量の多寡によって）大きな違いが存在する。

夏場の最高級白身魚として知られるマコガレイの東京湾における漁獲も水温上昇によって大幅に減少している。神奈川県におけるノリの8割を生産する横須賀市走水大津地区のノリ漁獲は、2007年と比較すると、2018年で、63.31%減少している。本件新設発電所近辺の横須賀市の相模湾側では、海水温上昇に起因する藻場の衰退の結果、アワビがほとんど見られなくなった。

2 調査・予測・評価の欠如

上記の魚介類及び藻場は、環境基本法2条3項にいう、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物であって、生活環境に他ならないし、食料として人の生命・健康にも関係している。藻場自体も、重

要な生態系であり、自然環境としても特段の配慮を要する。そうである以上、本件環境影響評価手続きにおいては、マコガレイ、ノリ、アワビ、ヒラメ、タイはもちろん、それに関連する、サザエ、ミル貝、タイラ貝、ナマコ、クロダイ、カサゴ、メバル、スズキ、アナゴ、タコ、サヨリなどの生息状況、並びに、その重要な生息環境としての、藻場及び浅場の自然海底（干潟など）について、本件新設発電所周囲20km以内の状況、少なくとも横須賀市域と三浦市域の状況を調査し、それが、本件新設発電所から排出される温室効果ガスによる地球温暖化の進行の結果どうなるかを予測・評価すべきであった。

しかし、マコガレイ、アワビ、ヒラメ、タイ、サザエ、ミル貝、タイラ貝、ナマコ、クロダイ、カサゴ、メバル、スズキ、アナゴ、タコ、サヨリなどに着目した調査はされていないし、現地調査は、横須賀市の東京湾側の一部、観音崎から南の三浦市との境までに限定されており、対象地域の点でも調査として、不十分である。

その上、本件新設発電所から排出される温室効果ガスによる地球温暖化の進行の結果どうなるかについての予測・評価は全くされていない。

現地調査で確認された魚介類や藻についても、また、文献調査で平成10年の時点で存在が確認されていた魚介類（サザエ、マナマコ、メガイアワビ）についても、調査も、予測もされていない。

温排水の影響の予測と海水温の現状の調査はされているが、海水温の過去からの変化、及び、海水温の上昇が魚介類や藻場に及ぼす影響の調査もなく、地球温暖化による海水温上昇との複合的影響の予測・評価はされていない。

さらに、本件新設発電所の燃料種を変更し、温室効果ガスの排出量を減らした場合にどうなるかの予測・評価も全くされていない。

また、環境影響を回避・低減するための環境保全策についての検討もされていない。そもそも、魚介類への影響を回避・低減することは極めて困難であるが、吸収源の整備などの代償措置の検討もされていない。

以 上